資料５－１

上下水道料金課　令和８年９月 18 日（金）

水道メーターの隔月検針・隔月請求について

１　上下水道料金システムの更新について

上下水道料金システムは、令和 11 年度に更新時期を迎えます。システム更新に伴い、水道メーターの検針を毎月から隔月に変更し、水道料金及び下水道使用料を２箇月分まとめて請求する隔月検針・隔月請求の導入を検討します。

２　隔月検針・隔月請求の導入目的

導入の目的は、老朽化が進む上下水道施設や管路の維持更新費用等を確保するべく、経費削減及び業務効率化を推進するものです。

隔月検針・隔月請求への移行により、収納手数料や郵送料等の経費削減が図れるだけでなく、深刻化する施工業者の担い手不足のなかにあっても、計量法に基づく水道メーター交換作業の履行期間を計画的に確保できるようになります。

３　使用水量の算定方法及び料金の請求方法

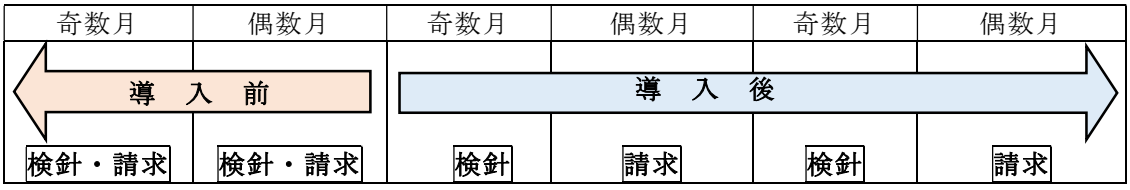
水道料金及び下水道使用料は、検針で得られた２箇月分の水量を均等（前々月分・前月分）に使用したものと算定し、２箇月分を合算して請求します。

４　隔月検針のデメリット

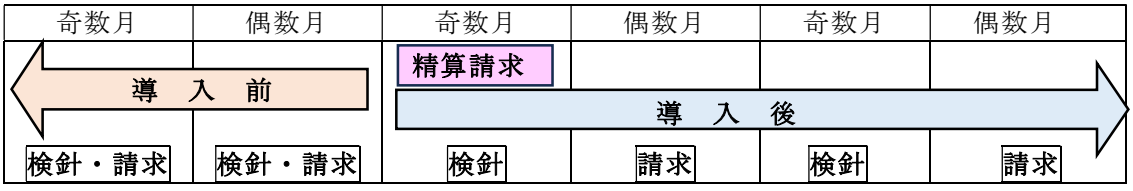
隔月検針になることで漏水の発見が遅れるおそれがあるため、定期的に使用者自身が「水道メーター」の「パイロット指針」を確認する方法を啓発します。※現在も「使用水量等のお知らせ」で啓発しています。

５　導入イメージ

八日市、永源寺、五個荘、能登川、蒲生



愛東、湖東



※隔月検針移行後は、愛知郡水道事務所による水道検針とは別に東近江市で下水道使用料算定のためのメーター検針を行う。